

東根市病後児保育事業のお知らせ

1. 病後児保育とは…？

子どもが病気の回復期にあり、保護者が就労等により自宅保育が困難な場合、専用の施設で一時的に保育を行うものです。

2. 対象児童

市内に住所を有する満1歳から小学校3年生までの児童、及び保護者が市内に勤務する満1歳から小学校3年生までの児童

3. 実施場所

病後児保育所 「さん★さん」 (TEL 42-5505)

東根市温泉町二丁目5番3-5号 さくらんぼ東根温泉ソーレケアヴィレッジ東根内

4. 定員

定員 3人 (1つの傷病で、最長7日間まで利用可能)

☆ 児童の症状により、定員以下の保育となる場合があります。

5. 保育時間

月曜日～土曜日 午前8時00分から午後6時00分までの希望する時間
(日曜、祝日、年末年始を除く)

☆ 送迎はいたしませんので、保護者の方が責任をもって送迎してください。

☆ 病状によっては、利用時間内でもお迎えをお願いすることがあります。

7. 保育料

日額 2,000円

☆ 別途給食費(300円)の実費負担があります。

☆ お支払いは、当日、実施施設に直接お支払いください。

8. 申し込み方法

1. 利用者登録(登録申請書(※)の記入)

事前に利用者登録が必要となります。登録は、「さんさん」または子育て健康課窓口にて受け付けております。登録の際には、印鑑を持参下さい。登録時に、お子さまの性格や日ごろの生活の様子などの聞き取りを行います。

2. 希望日の利用可否の確認

希望日に「さんさん」を利用できるか問い合わせします。病気の状況や定員の関係でお預かりできない場合がありますので、必ず「さんさん」へ電話(42-5505)で利用の可否についてお問い合わせください。

3. 医療機関を受診し、利用連絡票(※)を作成

利用可の確認ができましたら、医療機関を受診し、病後児保育所を利用したい旨を相談してください。医師からの話を元に、病状や安静度を保護者が記入し利用連絡票を作成します。

4. 病後児保育所に予約

診察終了後に「さんさん」に電話で予約します。予約しない場合は利用できません。

5. 利用

当日、保護者が記入した利用連絡票をご持参ください。そのほか必要な持ち物についてもご準備ください。

※ 登録申請書・利用連絡票については、「さんさん」及び子育て健康課窓口に備え付けております。また、たいよう福祉会のホームページ及び、東根市のホームページからダウンロードすることができます。

9. その他

- (1) 入所定員がありますので、申し込みをお受けできない場合もあります。
- (2) 緊急保育の場合は、定員に余裕があれば当日でも利用可能な場合もありますので、「さんさん」へご相談下さい。
- (3) 病後児保育の申し込み内容が変わるとき又は、申し込みを取消すときは、必ず事前に「さんさん」へ申し出て下さい。
- (4) お子様の急な体調変化に備え、連絡は必ず取れるようにしてください。

参考《利用時の持ち物》 持ち物についての詳細は「さんさん」にお問い合わせください。

- ・利用連絡票（医療機関を受診し、医師からの助言のもと保護者が記載したもの）
- ・利用料金 2,000円（+昼食代 300円）
- ・母子手帳、健康保険証（写）
- ・お薬手帳（お薬の内容表）
- ・内服中のお薬
- ・着替え一式（上下、下着、必要な場合は、おむつ、お尻拭き、食事用エプロン）
- ・バスタオル
- ・大きめのビニール袋（汚れものを入れる時に使用）
- ・ミルク（哺乳瓶）

☆ 持ち物には、必ず記名をお願いします。

☆ 着替用衣類は、おもしろしやすいお子さんの場合は、多めにご持参下さい。

☆ ご家庭よりおやつや普段使用している玩具・絵本等をお持ちいただけます。

《問い合わせ先》

〒999-3702 東根市温泉町二丁目5番3-5号
病後児保育所「さん●さん」 Tel 42-5505
〒999-3796 東根市中央一丁目5番1号
東根市子育て健康課子育て支援係 Tel 43-1251